

主な用語の定義

「経営に関する事項」

経営状況や経営計画・方針、組織変更、新商品・サービス開発等をいう。

「労使協議機関」

事業所又は企業における生産、経営などに関する諸問題につき労働者ないし労働組合の意思を反映させるため、それらに対して使用者と労働者の代表とが協議する常設的機関をいう。通常、労使協議会、経営協議会等の名称で呼ばれているものがこれにあたる。

「専門委員会」

労使協議機関の下部組織としての機関で、特定の事項を専門的に協議する専門委員会をいい、例えば、安全委員会、衛生委員会、(安全衛生委員会)、男女の取扱い委員会等がある。なお、規則等で定められた専門委員会のみで、上部に労使協議委員会を置いていない場合は除く。

「職場懇談会」

管理者と従業員が職場（課・グループなど）を単位として一定の業務運営、職場環境等について話し合うための会合をいう。ただし、労働組合が行う団体交渉は該当しない。

「苦情処理委員会」

賃金、配置転換、日常の作業条件等について、従業員個人の苦情を解決するための労使代表で構成される常設機関をいう。

「外部の機関（公共の機関を含む）等」

都道府県労働局（都道府県労働局の総合労働相談コーナー、雇用環境・均等部（室）、労働基準監督署、公共職業安定所を含む）、都道府県の機関（都道府県の労働相談センター、労政主管事務所、都道府県労働委員会を含む）、裁判所（労働審判制度を利用した場合を含む）、社外の機関や専門家（カウンセラー、弁護士を含む）等をいう。

「常用労働者」

下記の①②のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに雇用されている者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇用されている者

ただし、派遣労働者（派遣元事業所から派遣されてきている労働者）は除く。

「正社員」

事業所において正社員・正職員とする者をいう。勤務延長者（定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者）及び他社からの出向社員を含む。

「パートタイム労働者」

正社員以外の労働者で、雇用期間の定めの有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 事業所において、1日の所定労働時間が一般労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般労働者と同じであっても、1週間の所定労働日数が一般労働者よりも少ない者
- ③ 事業所において、パートタイマー、パート等と呼ばれている者

「有期契約労働者」

正社員以外の労働者で、例えば3か月や1年など期間を定めた契約で雇用される者をいう。ただし、パートタイム労働者、派遣労働者、日々雇われている者、当該事業所を出向先とする出向社員及び嘱託労働者を除く。

「嘱託労働者」

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用される者をいう。

「派遣労働者」

労働者派遣法(注)に基づき労働者派遣業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいい、事業内容が派遣業の場合は、他社から受け入れている派遣労働者をいう。

(注)正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

「課長クラス」

1つの組織を運営する業務に従事する者及びこれと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者を含む。

「係長クラス」

業務において係員を指揮、監督する仕事に従事する者及びこれと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者を含む。

「パワハラ」

優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、身体的若しくは精神的な苦痛を与える、又は就業環境を害する行為をいう。

「自己申告制度」

従業員各人の能力、希望勤務等の申告、自己の業績の評価等を行わせる制度をいう。